

資料 6

清掃業務仕様書（参考）

本仕様書は、真岡市（以下「発注者」という。）が発注する真岡市総合運動公園の施設清掃業務を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

業務範囲におけるごみの処理、清掃等、衛生的環境を維持し、真岡市総合運動公園の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 業務範囲

陸上競技場兼サッカー場管理棟、弓道場、クラブハウス、市民球場バックスタンド、屋外トイレ6カ所（令和10年度1カ所追加予定）及び各水飲み場、各喫煙所

3 業務内容

日常清掃 （毎日1回以上の 点検・実施）	○床面の清掃及び塵芥の除去 ○ドア・手すり等の清掃 ○トイレ清掃（洗面台の清掃、鏡面の拭き上げ、洗面・手洗い場・流し等の清掃、便器の衛生陶器・金具の洗浄、排水溝の清掃、マット清掃、トイレットペーパー・便座クリーナー液・水石鹸等の補充、ゴミ箱内のごみ・汚物の搬出） ○水飲み場の清掃 ○各喫煙所の清掃
定期清掃 （年間計画に基 づき実施）	○ガラス清掃（ガラス汚れに適した洗剤によるシャンパー塗布及びスクイージーによる回収）／年2回 ○建物の照明設備・換気扇・扇風機の清掃／年1回 ○ビニール床の除塵・洗浄・ワックス仕上げ／年1回 ○カーペット床の除塵・スチーム洗浄／年1回 ○その他の床の除塵・材質に適した洗浄等／年1回 ○屋外看板の清掃（通常届く範囲のもの）／年1回
個別清掃	現場の状況、予約の受付状況または大会の日程変更等により、発注者が必要と認め、指示した作業については、本仕様書に記されていない内容であっても、契約金額の範囲内で人員や日程等を調整して実施するものとする。

4 要求水準

床	ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等が無く、水やその他の液体がこぼれていない状態であること。埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等が無いこと。備品等の移動に伴うキズ等がないこと。シミ、汚れ跡がないこと。カーペットは縮み、色落ちが無く、均等な見栄えであること。研磨剤、その他のものが、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない状態を保つこと。研磨機による傷が付いておらず、全体が同質の光沢であること。
壁、天井	埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣などが無い状態であること。ポスターの貼り付け、備品や機材の設置等による跡がついていないこと。
窓、ドア	外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れなどが無い状態であること。ドア枠や、レール等がきれいで、ゴミが無く、チリ、砂、テープの跡やシミなどが無い状態であること。
環境	各室、通路は、片付いていること。非常口、非常ドアの利用が妨げられていないこと。不快な臭いがしないこと。ネズミ・ゴキブリ等の害虫駆除対策を講じるほか、利用者に影響する鳥巢や蜂巣等は適宜撤去すること。

5 注意事項

- (1) 清掃にあたっては、各々の箇所に適した効果的な手法を用い、洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等については、引火性、中毒性等の危険性に配慮がなされ、かつ清掃箇所の材質に適した品質良好なものを使用すること。また、揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。
- (2) 業務範囲において、設備等の不具合や危険な状態を発見した場合は、可能な範囲で安全を確保するとともに、当該箇所の管理責任者へ報告すること。
- (3) 運動公園内において、ごみや放置物等を発見した場合は、業務範囲外であっても、適宜回収や処分をする等の対応をすること。
- (4) 運動公園内において、業務中に負傷者や体調不良者を発見した場合は、業務範囲外であっても、可能な範囲で応急処置を施し、速やかに救急通報又はクラブハウス等へ連絡すること。

6 提出書類

業務の実施に先立ち、次の事項について、発注者へ書面で提出すること。内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 業務責任者の住所、氏名、生年月日、業務経験年数、会社との雇用関係を示すもの
- (2) 業務従事者の住所、氏名、生年月日、業務経験年数
- (3) 人員配置、業務日程、定期清掃の具体的内容等を示した年間計画

7 報告事項

日常清掃については、1 カ月毎に業務処理状況をまとめた清掃業務報告書を作成し、翌月速やかに発注者へ提出すること。定期清掃及び個別清掃については、作業終了後、速やかに清掃業務報告書を発注者へ提出すること。ただし、個別清掃のうち、簡易なものは日常清掃の清掃業務報告書に含めるものとする。

8 業務の負担区分

- (1) 業務に要する道具・機材・消耗品等は、すべて受注者の負担とする。
- (2) 業務実施に要する電気、水道等の費用は発注者の負担とする。